

令和6年山辺町農業委員会第5回総会 議事録

1. 開催日時 令和6年5月24日（金） 13時30分～14時30分
2. 開催場所 山辺町役場3階 委員会室（1）
3. 出席委員（8人）
  - 1番 相澤 富一 2番 佐藤るみ子
  - 3番 垂石 俊子 4番 小関 健登
  - 5番 村山 俊雄 6番 彗田 信一
  - 7番 佐藤 政克 8番 鈴木 正志
4. 欠席委員 なし
5. 職務により委員会に出席した職員の職名及び氏名  
事務局長 平 英二 農地係長 半田 裕美 主任 小関 求
6. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 議第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
  - 議第12号 農用地利用集積計画に対する決定について
  - 議第13号 非農地証明願について
  - 議第14号 農業委員会事務の実施状況等の公表について
  - 報告（1） 農地法第18条第6項による通知書の確認の報告について
  - 報告（2） 農地法第3条の3第1項による届出書の受理について
  - 報告（3） 山辺町農業委員会事務局処務規定第5条第8号による事務局長の専決処分報告について
    - ①農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
  - 報告（4） 農地改良完了報告書の受理について
7. 会議の概要

会長                   ご苦労様です。只今より山辺町農業委員会第5回総会を開催いたします。初めに事務局長より出席委員の報告をお願いします。

事務局長            はい。本日、出席委員は8名中8名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、山辺町農業委員会会議規則第4条によりまして、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、鈴木会長にお願いします。

議長                   それでは、議長を務めさせていただきます。初めに、議事録署名委員の指名ですが、私から指名してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長

それでは、4番小関健登委員と5番村山俊雄委員よろしくお願ひします。  
これより、議事に入ります。議第11号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明をお願ひします。

事務局

はい。資料2ページからご説明いたします。  
【議第11号、15番から16番を議案書をもとに朗読】  
以上ご審議よろしくお願ひします。

議長

ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問お願ひします。  
  
無いようなので決を採ります。  
議第11号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」賛成委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成です。よってこの件を許可しますのでよろしくお願ひします。  
次に、議第12号「農用地利用集積計画に対する決定について」事務局より説明をお願ひします。

事務局

はい。資料6ページからご説明いたします。  
【議第12号、92番～103番を議案書をもとに朗読】  
以上ご審議よろしくお願ひします。

議長

ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問お願ひします。  
  
他にありませんか。  
無いようなので決を採ります。  
議第12号「農用地利用集積計画に対する決定について」賛成委員の挙手を求めます。

議長

(全員賛成)  
全員賛成です。よってこの件を決定しますのでよろしくお願ひします。  
次に議第13号「非農地証明願について」事務局より説明をお願ひします。

事務局

はい。資料12ページからご説明いたします。  
【議第13号、2番を議案書をもとに朗読】  
以上ご審議よろしくお願ひします。

議長

ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問お願いします。  
無いようなので決を採ります。  
議第 13 号「非農地証明願について」賛成委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成です。よってこの件を許可しますのでよろしくをお願いします。  
次に議第 14 号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。資料 14 ページからご説明いたします。  
【議第 14 号について議案書をもとに朗読】  
以上ご審議よろしくをお願いします。

議長

ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問お願いします。  
無いようなので決を採ります。  
議第 14 号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」賛成委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成です。よってこの件を許可しますのでよろしくをお願いします。  
次に、報告事項に入ります。報告事項（１）「農地法第 18 条第 6 項による通知書の確認の報告について」、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、資料 21 ページからご説明いたします。「農地法第 18 条第 6 項による通知書の確認の報告について」【報告（１）15 番～17 番について議案書をもとに朗読】  
以上で報告を終わります。

議長

これについて何か質問等ございますか。  
無いようです。

議長

次に、報告事項（２）「農地法第 3 条の 3 第 1 項による届出書の受理について」、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、資料 22 ページからご説明いたします。「農地法第 3 条の 3 第 1 項による届出書の受理について」【報告（２）20 番～22 番について議案書をもとに朗読】  
以上で報告を終わります。

議長

これについて何か質問等ございますか。

無いようです。

次に、報告事項（3）山辺町農業委員会事務局処務規定第5条第8号による事務局長専決処分報告について「①農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、資料23ページからご説明いたします。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」【報告（3）①1番から3番について議案書をもとに朗読】

以上で報告を終わります。

議長

これについて何か質問等ございますか。

無いようです。

次に、報告事項（4）「農地改良完了報告書の受理について」、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、資料25ページからご説明いたします。「農地改良完了報告書の受理について」【報告（4）1番について議案書をもとに朗読】

以上で報告を終わります。

議長

これについて何か質問等ございますか。

無いようです。

それではその他に入ります。（1）当面の日程について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。【当面の日程（5月～7月まで）について、事務局説明】

議長

それでは、それ以外に事務局からありませんか。

事務局

ありません。

議長

それでは私から1点質問させていただきます。

農地転用の届出を処理した際の報告に、「農業委員会事務局処務規定第5条第8号による事務局長専決処分報告」とありますが、具体的にどのようなことが事務局長専決処分となっているのか、参考に教えていただけないでしょうか。

事務局

市街化区域の農地転用などが該当します。その他詳細につきましては、推進委員の皆様へも共有させていただきたいと思っておりますので、6月の事前審査会の際にお伝

えいたします。

議長

わかりました。

他にありませんか。無いようですので、以上を持って山辺町農業委員会第5回総会を閉会いたします。